

第43回平成24年3月与謝野町議会定例会会議録（第9号）

招集年月日 平成24年3月22日

開閉会日時 午後1時30分 開会 ～ 午後4時56分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 野村生八 | 10番 | 山添藤真 |
| 2番 | 和田裕之 | 11番 | 小林庸夫 |
| 3番 | 有吉正 | 12番 | 多田正成 |
| 4番 | 杉上忠義 | 13番 | 赤松孝一 |
| 5番 | 塩見晋 | 14番 | 糸井満雄 |
| 6番 | 宮崎有平 | 15番 | 勢旗毅 |
| 7番 | 伊藤幸男 | 16番 | 今田博文 |
| 8番 | 浪江郁雄 | 17番 | 谷口忠弘 |
| 9番 | 家城功 | 18番 | 井田義之 |

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 太田 貴美 | 代表監査委員 | 足立 正人 |
| 副町長 | 堀口 卓也 | 教育長 | 垣中 均 |
| 企画財政課長 | 浪江 学 | 商工観光課長 | 太田 明 |
| 総務課長 | 奥野 稔 | 農林課長 | 永島 洋視 |
| 岩滝地域振興課長 | 中上 敏朗 | 教育推進課長 | 土田 清司 |
| 野田川地域振興課長 | 小池 信助 | 教育次長 | 和田 茂 |
| 加悦地域振興課長 | 森岡 克成 | 下水道課長 | 西村 良久 |
| 税務課長 | 植田 弘志 | 水道課長 | 吉田 達雄 |
| 住民環境課長 | 朝倉 進 | 保健課長 | 泉谷 貞行 |
| 会計室長 | 飯澤嘉代子 | 福祉課長 | 佐賀 義之 |
| 建設課長 | 西原 正樹 | | |

5. 議事日程

日程第 1 議案第 37号 平成24年度与謝野町一般会計予算

(質疑)

6. 議事の経過

(開会 午後 1時30分)

議長(井田義之) それでは、昨日に引き続き一般会計の予算についてを、質疑をお願いいたします。午前中は大変ご苦労さんでございました。この後、議会半日、よろしくをお願いいたします。

ここでご報告をしておきます。白杉教育委員長から欠席の届けが参っておりますので、お知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めます。

日程第1、議案第37号 平成24年度与謝野町一般会計予算を議題とします。

本案については、既に質疑に入っております。質疑を続行します。質疑ありませんか。

6番、宮崎議員。

6番(宮崎有平) 本日は小学校の卒業式がございまして、議員の皆様方も、行政の皆様方もそれぞれの学校へ振り分けて行ってこられたと思います。私も岩滝小学校へ行ってございまして、ことしは58名の卒業生がおられました。年々減っていつているように聞いております。また、岩滝小学校がことしは順番が回ってきたそうで、女子は着物姿でありまして、大変美しくあでやかな卒業式だったように感じました。それがあつたのか、民放のテレビ局も3社来てございまして、KYTとで4台のカメラが右往左往してございまして、大変にぎやかな卒業式になっております。

それでは、平成24年度一般会計予算について質問いたします。247ページの防災訓練事業について質問いたします。家城議員も質問されておられましたので同じような質問になるかもわかりませんが、お許しを願いたいと思います。

今年度の防災訓練は、自衛隊や宮津警察署、宮津与謝消防署、保健所等、今までにない大変大がかりな訓練でありました。今回は地震と津波の被害を想定した訓練であつたので、高台の岩滝小学校を避難本部にした岩滝地域を中心にしたような訓練だったと思いますが、他の庁舎、野田川と加悦庁舎ではどのような体制をとって訓練しておられたのかお聞きします。また、各区の避難訓練に参加された人数がわかれば教えていただきたいです。

議長(井田義之) 奥野総務課長。

総務課長(奥野 稔) 宮崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。岩滝地域につきましては、先ほどありましたように津波が押し寄せてきたといったことで、岩滝小学校を災害対策本部にいたしまして地域住民の皆さんの避難といったことでさせていただきました。加悦、野田川地域につきましても、それぞれ避難といったことで同じような想定をいたしております。今までどおり、各区の皆さんが隣組をまとめて、それからそれぞれ避難地に集まっていただくという避難訓練をしておりました。そういったことで、各区におかれましては、その後それぞれ消防訓練なり、それから消火栓の点検なり、そういった訓練をしていただいております。

それで、各区の、町長も申し上げましたですけども、防災訓練で参集人員といひまして、本部のほうに連絡をしていただきました人数は9,892人といったこと、これが区民いうんですか、町民の皆さんがお集まりいただいた数字になっております。それで、今住民の方は9,892人と申し上げました。宮崎議員が申されましたとおり、今回は宮津警察署、丹後保健所、陸上自衛

隊、それから関西電力、NTT、それからいつものとおりなんですけども、消防団と与謝野町のアマチュア無線の協議会の皆さんにはご協力をいただいております。それらを合計いたしますと1万381人といったことになります。それから、岩滝小学校には岩滝地域の皆さんになりますけども、450人が小学校にご参集いうんか、避難をしていただきました。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） 野田川地域、加悦地域の避難された、訓練に参加された人数はわかりませんか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 野田川地域で申し上げましたら、4,500人ぐらいがそれぞれ避難のこの訓練に参加をしていただきました。それから、加悦地域につきましては、3,000人から4,000人の、ちょっと合計すればいいんですけども、皆さんに訓練に参加をしていただいた結果になっております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） 大変多くの町民の方が参加された訓練であって、非常によかったなと思っております。

その訓練のことなんですけど、与謝野町のどこの場所でも避難本部が設置できるように、また町民の防災意識の啓蒙を図るためにも、次回の防災訓練は野田川地域か加悦地域に避難本部を設定してするというような防災訓練も必要じゃないかなと私は思っておりますが、町民の災害というものは、やはり自分の身は自分で守るのが大原則であると思っておりますし、減災、少しでも災害を減らす、少しでも災害を小さくするようなふだんの生活が重要だと思いますが、ふだんから津波が来たらどこに逃げるのか、また地震で家具が倒れて動けなくなって逃げられなかった人も多くあるように聞いておりますので、家具が倒れない工夫も考えたり、常日ごろから家族で話し合うことが大変重要であると思っております。1年に1回のこの防災訓練だけでなく、ふだんから防災の意識を持つようになるような啓蒙活動が必要であると思っておりますが、町ではどのようにされるお考えであるのかお聞きします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 今ただいま議員から仰せのとおり、究極いうんですか、本当のところになると、今おっしゃったように、もう個人個人の意識啓発が一番大事になってくるというように思っております。今回の訓練に当たりましても津波ということで、岩滝地域につきましてはあのようにして現地の災害対策本部といったことで置きました。そうした中で、避難ルートをどうするか、こうするかといったことも区を通じましてできるだけ区民の皆さんと協議をしていただいて、それで訓練に臨んでいただきたいというような要望もしておりました。そうした中で、今後につきましても、自主防災組織といったものもできているとこやできていないところがあるかと思っておりますけども、私どもは、もう最後はやはり個人個人の意識の持ち方が一番大事だということもございます。そうした中で、区長会なり区長さんを通じて協働でそういったことを進めていきたいと思っております。

また、各地区におきましては最近特にこういうような大きな災害がございました。区独自で防災訓練をやっているという機運もありますし、既にもう議員のお住まいの藪後区でも積極的に取り組んでおられます。そういったこともございまして、町は町の訓練とありますけども、区に

おきましても自主的な訓練がしていただけるように、お願いなり、それから支援をしていくというのが町の立場ではないかというふうに思っております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） よくわかりました。それでは質問を変えます。その下の災害対策資機材整備事業について質問いたします。

先日の家城議員の質問の答弁で、ことしは24区に石油ストーブを配布するように聞きましたが、平成24年度はこれだけの予定でしょうか。

また、この前の2月でしたかね、各区に毛布と食料を配布されたことだったと思いますが、どれだけ量を配布されたのかお聞きします。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） ご質問にお答えいたします。平成24年度に予算で計上させていただいておりますのは、今議員がおっしゃいました避難所用のストーブといったことで、各地区にお配りをしたいというふうに思っております。これは各地区2台ずつというふうに申し上げておりました。それから、ほかにアルファ米と卵スープといったことで、今の予定ではアルファ米が1,500食、卵スープが3,600食といったことになっておりますけれども、そういったことで整備をしていきたいと思っております。ただ、今回、ことしは地域防災計画の見直しといったことがございます。そうした中で、協議の中でこういった備蓄の備品がどうしてももう少し必要になってくるというところがあったら、これはまた補正でまたお願いすることがあるかと思っております。

それから、平成23年度に議員おっしゃったようにアルファ米等々お配りをいたしました。これは、一つの目的は3つの庁舎には防災倉庫がございます。だけど、できるだけ分散して置いていこうといったことで、考えのもとにアルファ米を100食、それから毛布を20枚、それから敷きマットを10枚といったことで、1カ所当たり、各24区、それから町内各小学校ということで、小学校は9校あるわけですが、33カ所に配備をさせていただきました。したがって、非常の食料は3,300食、それから毛布は660枚、敷きマットは330枚という、合計でトータルいたしましたらこういったことで配備をさせていただきました。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 各区に配備された。それから小学校にも配備されたということで、幅の広い、広い地域に備蓄されておるということであります。それは大変いいことだなと思っております。

あの各区にこの前配った毛布とか食料は各区で備蓄するわけですが、例えば区のほうで使用したり、あるいは配ったりした場合については、それは各区で補充することになると理解したらいんでしょうか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） このことにつきましても、基本的には、まず各区におきましても非常食のアルファ米だとかなんとかがどういふものかわからんといった方も大勢まだおられます。啓発用といったことも含めましてお配りをさせていただきました。それで、思っておりますのが、区は区でやはり一定の予算はあるでしょうけれども、一定確保していただいたらありがたいと思っております。だけど、それによって町がまた各区に配備をお願いするかということもあると思っております。いわゆる3庁舎にあります備蓄倉庫に置いておかなければならないんですけども、基本的には分散

して置きたいということもございますので、そういったことも含めて今後検討を深めたいというように思っております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） それでは、今現在、町の備蓄ですね、昨年私質問したときには資機材一覧表をいただいたんですけども、あのとき食料が5,000食だったと記憶しておるんですが、今も同じ数ですか。それともかなりふえておるのですか。

議長（井田義之） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 食料のほうでございます。非常食関係でございましたら、アルファ米にもいろいろ今ごろ種類がございまして、五目ご飯だとかワカメご飯だとか、大変味がよくなってきております。そうした中で、この3月末では、今たまたまアルファ米につきましては7,800食持っております。それから、卵スープにつきましては1万3,400食ということでございます。

それで、先ほど申し上げました平成24年度になりまして予算がお認めいただけましたらそれらを補充して、アルファ米につきましては大体1万食程度をいつも目標に置いておりますので、それぐらいは補充して3庁舎に分けて保管したいというように思っております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） わかりました。1万食になると、今年度中にはなるというようにお話を聞かせていただきました。備蓄は幾らあってもいいと思います。

それでは次の質問をさせていただきます。317ページの項6保健体育費、目3学校給食費、節11需用費の中の賄材料費が1億201万9,000円となっております。これについて質問いたします。平成23年度の賄材料費の予算額8,994万円より1,207万9,000円増額に予算計上されておりますが、これは、この4月から橋立中学校の給食が始まるために増額になっていると理解したらよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 議員の質問にお答えします。議員さんおっしゃっていただきましたように、昨年との比較で、大部分はこの橋立中学校の給食がふえることにより賄い材料の増加でございます。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6番（宮崎有平） これの増額された分について、橋中の生徒が何人おられるのか。それで計算できるとは思うんですけども、1人当たりの給食費、幾らになるのかちょっと教えていただけませんか。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） ご質問にお答えします。給食費につきましては月額4,300円で、これを11カ月で集金をさせていただくということになります。計算しますと4万7,300円になるんですかね。年間それだけ以内で給食費は抑えるというルールで行っております。

平成24年度につきましては、橋立中学校の生徒さんは304名なんですけども、この前の規約でもお認めいただきましたように、1年前の5月1日現在の生徒さんで予算は計上しますので、一応予算上は去年の5月の生徒さんの309名ということで計算といたしますか、予算を立てさせていただいております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） あと、この給食を支給されている子供の数が教えていただきたいですね。小学生、幼稚園もありますかね。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） ご質問にお答えします。給食費といいますか、実施対象児童数だと思います。ちょっとお断りするんですけども、手持ちのほうでは多分各学校の先生の数も入った給食実施数になっておるとは思いますけども、平成23年度で申し上げますと、対象者数が1,866名、それから平成22年度では1,893名というふうな推移になっております。一応平成24年度の給食のその生徒さん分だけですけども、1,997名ぐらいでたしか予算は計上しています。これは橋中を入れた。それで1,997名ぐらい、プラス先生が200名強おいでますので、その給食分がオンになっていることで2,000食を超えるというふうになると思います。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） この子供の数も年々減ってきておるとは思いますね。今言われた平成22年から23年についても約30名ぐらいですけども減っておりますし、ことしも減ってきておるといように思うんですね。平成21年度の決算額、賄材料費は8,060万3,708円、それから平成22年度の決算額は8,076万2,518円と、わずか16万円ですけども上がっておるわけですね。ことしも多分、ことしはまだわかりませんわね、平成23年度はね。わかっとるんですか。わかってないですね。これは、私平成24年度はちょっと調べていないんですけど、子供の数は減っていくのにこういう賄い費が上がるというのはどういうことなんでしょう。材料費が高くなるとおるといことでしょうか。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えします。議員おっしゃっていただきましたように、材料費が上がるとおるとい部分も若干はあるかもわかりませんが、給食のその賄材料費といいますのは、いわゆる実施回数によって大きく変わってきますので、例えば警報が出るとか、インフルエンザが発生するとかいうことで、学校が閉鎖になったり学級閉鎖、そういったことで給食の実施回数が減ってまいります。そのことによって賄材料費も減ったり、当然学級閉鎖の日数が少なければ賄い材料がふえますし、そういうふうの実績に応じて材料費が上下しますので、若干その年度によってばらつきが出てくるということもあるということですけども、おっしゃいますように生徒が減ってきていますので、当然賄材料費も減っていくということは今度考えられるというふうに思っております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 今後は減っていくであろうというお話でしたけども、現実今は減っていないわけなんですよ。これはどういうことなのかなと私もよくわからないんですが。

一つは、これを言うてええのか悪いのかどっちかわかりませんが、地産地消ということで地元の業者や農家の方から購入されているというふうにするんですけども、そういったものの、例えば市場に出回っている野菜だとか、そういった金額と違うということはないんですか。当然これも安心・安全の食事をつくらなきゃいけないので、当然これはもう信用ある方、そういったことをできる人をお願いせないかなんかと思うんですが、そういったその契約、その農家と、あるいは業者と契約するのに、どういった形でされておられるんですか。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えします。食材の件でお尋ねだというふうに思っております。食材につきましては、できるだけ地産地消といいますか、地元で取れたものを中心に給食のほうの食材に使わせていただくということが大原則ということで実施をさせていただいております。

しかしながら、牛乳ですとか、それからパン、こういったものは京都府の学校給食会というのがございまして、その中で毎年入札いうんではないんですけども、価格を決定されて、その統一価格で牛乳ですとかパンですとか、そういったものは価格が定められております。

それからほかの食材につきましては、例えばお米ですと丹後のコシヒカリということになるんですけども、これにつきましては豆っこ米ということで、ファーマーズライスですね、香河のファーマーズライスのほうから仕入れをさせていただいております。これも入札ということではないですけども、言いましたら通常価格といいますか、当然給食に使うという食材も理解いただいておりますので、そういったことで安く提供をさせていただいているということになります。

それから野菜関係につきましては、どうしても一定数がそろわないと給食の食材として使えませんので、いろんな、何社かの会社といいますか、お店から購入をさせていただいております。当然町内にございます農業法人のほうからも仕入れをさせていただきますし、それから食材によりましては舞鶴ですとか、それから京丹後ですとか、宮津ですとか、そういったところからも仕入れをさせていただいておりますけども、献立等、また単価につきましては栄養士が給食センターにおりますので、その栄養士が時価といいますか、そういったものを比較検討しながら献立を毎回積み上げてまいりますので、そういった面では時価と相違ない一定の食材の調達ができているというふうには思っております。

参考までですけども、大体平均で1食215円前後が食材の給食費といいますか、人件費とかそういうのは除いた分、賄い材料だけですけども、1食が大体215円ぐらいの平均になるのかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） 安く購入されておるといってお話ではあったんですが、実は地元業者、あるいは農家等との購入ということで、市場価格より高いんじゃないかという話が聞くんですよ。それで、その辺を、そんなことどうなんだろうと僕は思うんですが、そういう話を払拭するような何か明細みたいな、例えばキャベツ1個何ぼで買うとるんですよとかいうような話はできんですかね。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 購入価格について、キャベツ1つが幾らということはあれかもわかりませんが、一応そのセンターのほうでは、食材の購入の明細につきましてはすべて持っておりますのでそれは提示はできると思うんですけども、ただ、我々が通常比較しますのは、ほかの学校の給食単価といいますか、そういうものもやっぱりある程度比較しますので、そういった面で言いますと、そんなに給食センターの食材費が高いということにはなっていないというふうに思っております。

議長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） わかりました。もしあれでしたら、材料費の購入等の資料がいただけたらありがたいなと思います。そういうようなことで、そういうことをおっしゃっている方に説明ができた

りしますんで。

議 長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） 内容、どういったスタイルで出せるかは別といたしまして、それはセンターのほうには依頼したいと思えますけども、あくまでセンターの調達します食材は地産地消というのが大前提ですので、地元の食材を使えという一方では意見を多数いただいておりますので、そういった面で言いますと、価格的には若干割高になるということは否めないというふうに思います。

議 長（井田義之） 宮崎議員。

6 番（宮崎有平） よくわかりました。それではそういった資料も出していただけるということでありますので、私の質問はこれで終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） それでは、2回目の質問をさせていただきます。予定していますのは建設課、教育委員会、商工観光課、それから総務を予定しています。けども、どこまで行けるかわかりません。多分途中で切れると思います。

まず、総合計画の関係は総務ですか、企画ですか。企画ですか。それでは浪江課長に伺います。総合計画は地方自治法で町村は作成しなければならないと、こういう定めがあったんですね。ところが、地方自治法の改正によりましてその制度が撤廃されました。その町村で自由裁量でつくるような形になりました。しかし、これは与謝野町は総合計画をそのまま踏襲すると、こういうことですが、地方自治法が外れても、これは与謝野町の町の条例として総合計画を立てるといふ条例を私はつくらなければならないのではないかというふうに思っているんですが、その見解はどのような見解を持っておられますか。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。手元にその関連資料を持ち合わせておりませんので十分お答えできるかどうかわかりませんが、私どもの理解としましては、総合計画を立てなければならないという義務からその義務が外れて、立てることはできるけれども立てなくてもいいと、そういうふうに法律が改正になったというふうに理解をしております。当町の姿勢としては、少なくとも基本構想10年間の間のまだ途中にあるわけですので、引き続き後期の基本計画については立てていこうと、こういうことで進めているということでございます。将来にわたってそのような形が踏襲されるのかどうかは別にいたしまして、法律上も現状を考えながらそういうやり方をするということは問題がないのではないかと、そういうふうに理解をいたしております。

議 長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今10年間のスパンの中で、前半の5年が過ぎました。後半が平成25年度から始まります。今途中ですね。10年の半分が過ぎたところ。その10年の期限が来るまでは、新たな町としての位置づけ、これはしなくてもいい、その10年が過ぎたときに新たに制定をしなければならないのか。ちょっと今の答弁私わかりにくかったんですが、今は10年の途中だからそれは10年が来るまでいいんだということなのか、地方自治法が外れても、その10年の途中でもその新たな制定といえますか、町としての位置づけをしていかなければならないのか、そこをもう少し教えてください。

議長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。もともと、総合計画は議会の議決をいただきましてこの10年間を定めていくということが基本になっておりますので、それを覆すような対応というのはちょっとできないのではないかというそういった基本から言いますと、やはり10年の基本構想を有している間は今の総合計画を生かしていくという、そういうことが必要なんではないかというふうに思っております。合併いたしまして平成18年にスタートをして10年の途中にあるということで、与謝野町はそういう状況にありますけれども、よその町で言いますと合併はしていない町もあるわけでございますし、法律が変わって総合計画から、例えば何々ビジョンとかいうような形でもう少しスタイルを変えて取り組んでおられる自治体もあるというふうにも聞いておりますので、その辺のその自由度が増したということであって、当町の選択としては議決をいただいた総合計画を踏襲するという考え方が基本にすべきではないかと、そういう考え方をいたしております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） ちょっと私自身の解釈と、それから浪江課長の解釈、ちょっとずれがあるように思っています。いろんな形で地方分権がささやかれて、実際に法律で決まったことをもう町の自治体なり、それやりなさい、自由度が増したと言いながらこの基準でやれとか、これを踏襲してやれとかいうことになっているんですね。いろんな法律やほかのあれがね。そういう、私は総合計画も位置づけではないかと。今10年の途中で新たな町としての基準をつくらなくてもいいということならいいんですけれども、総合計画を踏襲するならば、私は町としての基準というのが要るのではないかと。もう地方自治法外れていますので、新たな基準というのが要るのではないかと。つくってもつくらなくてもいいと、それはいいんだというように思うんですね。

ただ、つくらない場合に、言えば首長のマニフェストの意向が反映しやすいと。4年間は首長のマニフェストでいくと。4年間過ぎると、首長変わるとまた違ったマニフェストでいくと、こうなりがちなので、背骨、町としてのスタンスを決める、それが総合計画なんですね。ですから、それを制定する場合には、踏襲する場合には新たに条例が要るのではないかとこのように思っています。もういいです。時間が過ぎますので、少し調べていただいたらありがたいなというように思っていますので、よろしくお願いします。

それでは、建設課伺います。阿蘇シーサイドパーク都市公園整備、235ページに載っていますけれども、1億2,000万円という事業費が載っています。この中身を教えてください。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） ご質問にお答えします。都市公園整備事業ということで、阿蘇シーサイドパーク整備工事費に1億2,000万円予算を計上させていただいております。これにつきましては、都市公園整備補助ということでは国の交付金事業の部分が7,000万円予定をさせていただいております。それから、都市機能用地の工事請負費の部分もこの部分に入れさせていただいております。すいません、最初の部分が7,200万円、それから都市機能用地の部分が4,800万円というふうな内容で1億2,000万円計上させていただいております。

内訳についても若干説明をさせていただきたいと思っております。阿蘇シーサイドパークにつきましては、平成24年度を最終年度とさせていただいております、今こういった予算を組ま

せていただいております。この中で整備をしたいというふうなことが内容でございますけれども、管理センターというふうなものを建てていきたいというふうに思っております。それから、ことし、今遊具の設置をさせていただいております、その間の植栽だとか、それから、あと街灯の部分につきましては電柱を立てずに地中に埋め込みというふうにさせていただいております、電線化の設置をこの都市公園の補助のほうでやっていきたいというふうに考えております。

それから都市機能用地の関係につきましては、2月の終わりだったというふうに記憶をしておりますけれども、阿蘇シーサイドパークの設計審査委員会を開かせていただいております、最終的に都市機能用地の活用につきましてはグラウンドゴルフ場をさせていただきたいというふうなことでご提案をさせていただきました。委員さんの中でも、今ほかにもというふうな内容もございましたけれども、やはりこうやって京都府のほうもたくさん人が来ていただけるような公園に整備してくれというふうなこともございまして、今グラウンドゴルフの関係が高齢者の方を中心にずっと人気を博しとるというふうな点もございまして、この都市機能用地の部分につきましてはグラウンドゴルフ場というふうなことで整備をさせていただきたいというふうなことでご了解をいただきました。

それから、その横の部分に、今現在道形になったような、道路形になったような残ってまして、進入路部分がありますけれども、その部分も一定整備をさせていただいて、あそこの一帯をこの平成24年度で完了したいというふうな思いからこういった予算の計上をさせていただいたというふうなことでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 都市機能用地につきましては、私が聞いていた部分です。では、多機能といえますか、多目的のいわゆる広場で整備をしたいという当初意向を持っておられたというふうに思っています。それが、今聞きますとグラウンドゴルフ場をつくるんだということなんですが、なぜ変更されたんですか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。当初はその部分を、いわゆる多目的な広場というふうな扱いにさせていただいております。しかし、いわゆるその中に、例えばテントを張る部分だとか、そういったことも考えておりましたけれども、やはり整備をするなら一応目的を持って整備をするべきではないかというふうに思っております、いろいろうちの建設課の中でももまさせていただきました。しかし、中途半端な施設をつくるんならこの際きちっとした格好で整備をして、やはり人が来てもらえるようなそういった整備をするべきじゃないかというふうな思いから、最終的にうちの中で意見をまとめまして町長のほうにこういうふうなことでやらせてほしいというふうなことをご相談をさせていただき、また設計審査委員会の中でもお認めをいただいて、今回こういうふうな格好にさせていただくというふうにさせていただきました。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 目的を持って多くの方に来ていただけるように整備をしたいと、それがグラウンドゴルフ場だと、こういう答弁だったというふうに思うんですけれども、グラウンドゴルフ場をつくっただけでは人は来ません。確かに、今そのブーム的に、中高年を中心にグラウンドゴルフをされる方がたくさんおられます。時間もあり、ある程度お金にも余裕があり、そういうレジャ

一を楽しみたい。そして、そこに行けばいろんな人と出会ったり話ができたりするから行かれるんで、施設をつくっただけでは絶対人は来ません。

そういった意味では、あそこをどのように管理し運営するか、来ていただいた人にある程度満足といたしますか、そういう形で帰っていただかなければ次は来てもらえない、これははっきりしているんですね。場所だけ提供したって人は来ないんですよ。いろんな人との話や、会話や、あそこ行ったらああいう管理人さんがおるとか、あの人が来るからとか、そういうことがあってその場所に行くんですよ。そういうことを考えますと、どういう形であそこを管理、運営されようとしているんですか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。前にも質問があったかもわかりませんが、やはり私どもといたしましては、最終的にあそこを指定管理者に管理者制度を使って管理をしていただきたいというふうに私自身は思っています。それには今の何もないところから指定管理者制度を使うなんてことはできませんし、もちろん人を呼び込むというふうなことを今後考えていかなければならないだろうというふうに思っております。

また、先ほどちょっと言い忘れましたが、あその公園自体が四角い成形な公園ならばいろんな活用方法もできるのかなというふうに思いましたけれども、いかんせん三角形のような形をしております、なかなか多目的に使うというふうなことを考えても種目がしれとるというふうなこともございます。そういったことから、そういった整備をするべきではないかというふうな思いがございました。

今また議員の質問に返るわけですが、そうなりますと、やっぱり、今、人が来てもらえる、それから今後高齢者社会を迎える中でも一定やっぱり人がそうやって来てもらえるような、そういった階層の部分ターゲットにするべきなんだろうというふうに思っております。そういうふうな中では、やはり言うたら将来的にも人があそこで来ていただけるというふうな整備をしななければならないというふうに思っていますし、それから、人がやっぱり来てくれる中で、例えば前にもありましたけれども、そういった例えば産地の特産品を売るだとか、そういったことも活用できるのかなというふうに思っております。

できましたら、たくさん人を呼び込む中で指定管理者制度を使って、指定管理者でそういうふうな管理をしていただきたいというふうな思いが私としては思っております、それには、今議員がおっしゃいましたように、つくっただけで人が来てくれへん、それは当たり前の話だと思っています。こっちも汗かかんなんと思っておりますし、そういうことで今後やっぱりいろんなところの協会だとか、そういったところとも協議をさせていただいて、できるだけいい、そういうふうな施設をつくりたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 施設をつくられる私は以前に、あそこにグラウンドゴルフ場ができたなら我々が少しでもかかわってあそこを管理したとか運営したとていう、そういう話がもともとあるんならいいですよ。あるんかないんかわかりませんが、答弁していただいたらいいんですが、そういう話がある中でそういう人たちを応援する、町の中を賑やかにする、そういうことが町長の姿勢ではなかったかなと。頑張る人に応援する、自助、共助、公助ですよ。これが私は太田町長の

基本中の基本姿勢ではなかったかなというふうに思っています。だれかがあそこを、我々が面倒を見るでと、つくってくれということなら別ですが、そういう方あるんですか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをします。今そういった団体があるのかどうかというふうなご質問をいただいております。これは、野田川のグラウンド協会だとか、の方からも今のあその都市機能用地の部分にそういった施設をつくっていただけないかだとか、あるいは今の岩滝の老人会のほうも今は同じ阿蘇シーサイドパークの中の芝生のところでグラウンドゴルフをやられていますけれども、なかなかそっちではできないというふうなこともございまして、この間設計審査委員会にはお見えにはなっておりませんでしたけれども、そういった方が、わしらもきばって管理するというふうなことをいただいておりますし、その後最終的にこうこういうことでグラウンドゴルフをやらせてもらうことになりましたというふうなときに見えまして、僕らも一生懸命やらせてもらうで何とか頼みますというふうなことも言っていただきましたし、今後そういう団体の方も含めてよりよいこの施設をつくっていきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） そうして応援といいますか、我々の手助けをするでという方がいらっしゃるというふうに今聞きました。しかし、課長の最初の答弁では指定管理者にするんだというお答えがありました。余りにも安易過ぎないかと。そういう方たちがあるんならまず運営していただく、これが最初ですよ。そこで一生懸命、いわゆる民間の力で運営していただいたらいいんですよ。それがスタートではないですか。最初から指定管理者ありき、こんなやり方はおかしいのではないですか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをします。確かに、今最初に言うたことと変わるとるいう部分があるかもわかりません。ただ、言いましたように、やっぱりそうやって業界の方も協力していただかなければできませんし、やっぱり取っかかりが必要だというふうに思っています。その中で、いかにしてあその施設を有効に利用していくかというのが私としては一番必要なことかなというふうに思っています。やっぱり支えていただく人が大勢なかったらなかなかそういうふうなことはできないというふうに思っておりますし、滝の今の施設の部分についても、そうやって一生懸命やってくれる人があるさかいに今そうやってずっと長くご利用いただけるんだろうというふうに思っております。私としては、究極はそういうふうなことをして大勢来ていただけるようになったら、やっぱり一定程度どこかでそういうふうなことを考えて、いわゆるその地域がうまいこといくよと同時に、あるいは第三者に入ってくださいというふうなことも考えなければならぬのかなというふうには思っておりますが、一足飛びにそこまでいかないというふうに思っています。それは、やはり実績を積んで大勢の人に来ていただくと。それによってはじめて指定管理者なんていう制度ができるのかなと。もちろん、その中にはいろんな試行錯誤もしなければならぬだろうというふうにも思っておりますし、今議員がおっしゃっていただいたというふうなことが、それはそうかもわかりませんが、1からずっとそういうふうな格好で応援していただく方やら支えていただく方を持ってはじめていろんな動きが出てくるのかなというふうに思

っております。

ただ、一番今言いましたように、やっぱり最後は大勢来てもらって、そうやって地域の部分がいろんな中で活用していただけるというふうになるには、やっぱり一定のそういった指定管理というふうなことも必要ではないかというふうに思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 私は、別にあそこにグラウンドゴルフ場をつくることは反対しているのではないです。4,800万円もかけてグラウンドゴルフ場何面か知りませんが、2面か3面でしょう、つくって、指定管理を入れて、最初から、最初からというんか、そういうことを目標にして、そんなことなせなければならぬ。まずやっていただく人に、希望の人にやっていただく。4,800万円もかけてやるんですから。どこだってやってほしいですよ。芝張ってくださいよ。指定管理してくださいよ。こんな簡単にできるんだったらどこだってやってほしいですよ。

今、加悦奥でもグラウンドゴルフ場があります。あれは町営です。地域の人が管理しておられます。それから私の地元でも滝のグラウンド場あります。あれは公費は一切入れていただいておりません。自治振興補助金だとか、そういった形の支援はお世話になっておりますけれども、一切我々の力でやっています。今後そういうことが成り立つんだったら、あそこ整備してくださいよ、我々できないから指定管理してください言うたらしてくれるんですか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） ちょっと私のほうから申し上げたいと思います。建設課長がお答えしているとおりなんで、補足ということにはならないかと思えますけれども、少し発言をさせていただきたいと思えます。

都市機能用地につきましては、今建設課長がお答えしましたように、現在は議員もご承知のように部分的に大きな石がごろごろしておったり、あるいは一部木が植わったりしている状況です。平成24年度で一定公園部分が完成をいたしますので、引き続いて都市機能用地もこの機会に整備をしたいということの中で、まず今のままでは管理ができないということで、都市機能用地に暗渠排水を施したり、それから成長した後きちとした芝を張るということで、まず管理をしやすくするということがあります。その中で芝を張るわけで、今の公園部分と違ってグラウンドゴルフにもきちっと適した芝生を張っていこうということを考えています。ただ、その成長して張り芝をした場所はグラウンドゴルフにしか使えないということではなくて、さっきも申し上げましたように、一部軟弱地盤があったり排水が悪かったりしますので、暗渠排水をしてきちとした状況にして芝も張れば、グラウンドゴルフにももちろん使えますし、それからイベントなんかで使おうと思えば十分使うこともできますし、そういった意味では、グラウンドゴルフに限定した活用方法だけではないというふうに思っております。

それから、建設課長が個人の思いとして指定管理も考えられるということをお知らせしましたが、横の広い公園部分と、それから今回整備を図っていく都市機能用地、非常に面積も広いですし、あそこの維持管理をしようと思えば、現在町のほうが直営で管理をしていますシルバー人材センターに草刈りとか芝の刈り込みをお世話になったり、庭木の剪定をお世話になったりしていますけれども、いつまでも公園部分、さらに都市機能用地を含めた全体を町が直営で今のまま管理するのがいいのかどうか、都市機能用地も整備ができれば一体的に管理することを考えなけ

ればならないと。だから、今回公園部分の一番端のところに管理棟を設置します。その管理棟を中心に公園全体を、都市機能用地も含めて管理を考える中では、一つの方法として指定管理者ということが考えられるということをお願いただけでありまして、はじめに指定管理者ありきということではもちろんありません。以上、補足にならなかつたかもしれませんが、私の認識を少し披露させていただきました。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） ちょっと説明をさせていただきます。都市機能用地は阿蘇シーサイドパークをつくる中では道の駅だとか、そういった施設にというふうな話がございました。しかし、それはもちろん町がするという意味だったんだらうなというふうに解釈をしておりますけれども、しかし、今岩滝海岸線という新しい道路ができましたけれども、町としてあそこの部分に箱物を建てるだとかいうふうなことは考えておりませんでした。しかし、今のままずっと置いといたらええんかというふうなことにはならないだろうということから、このこういった施設でそういった要望も出ておるといふふうな中で、今回そのように決めさせていただきました。議員が言われるんがもともとそうだろうというふうに思っておりますけれども、いつまでもあの状態のままで置いておくというふうなことはできません。今、そうやって管理もしてやるでというふうな人がそうやって出てきていただきましたんで、町として、一定やはり砂ではどうしても土ぼこりがたつだとかいうふうなこともございまして、今回芝を張らせていただいてきちっとした整備をしていきたいというふうな思いで今回予算を上げさせていただきました。

そら、もう確かに言われるように、すべて全部がこの1から10までずっと整ったようなことにはなっておりませんが、今後そうやって一生懸命努力させていただいて、何とか皆さんが喜んで使っていただけるような施設にしていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） ここで、暫時休憩をいたします。午後2時50分まで休憩します。

（休憩 午後 2時35分）

（再開 午後 2時50分）

議 長（井田義之） 本会議を再開し、休憩前に引き続き一般会計予算に対する今田議員の質疑を続行します。

今田議員。

1 6 番（今田博文） 私は、別に建設課長にけんかを売ったり、あるいは私が滝出身ですけれども、滝のグラウンドゴルフ場を例にとつて我田引水しようとか、そんな思いで発言しとるのではございません。あそこを整備されるというのは別に反対もないし、町としてあのまま放っておけないということもよくわかります。しかし、多目的広場の予定をわざわざグラウンドゴルフ場の整備に変えられてグラウンドゴルフ場をつくられるわけですね。そうした場合に、私たち滝もそうですし、加悦奥もあります、いろんな形のグラウンドゴルフ場がある中で、ほかの地域から文句が出ないようなある程度公平、整合性をとつてあそこを整備し運営をしていただきたいと、こういう思いで発言しています。

町長、そういうことで今後進められるに当たっては、ぜひそういうことを重要視していただきまして進めていただきたいというふうに思っています。いかがですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回同じ整備をするんなら、同じ芝を張るんなら要望のあるそうした形での整備をしようということでございますし、別に大きく芝を痛めること以外でなければ、グラウンドゴルフしかだめだというような広場でもございませんし、そういう意味では、あそこをそのまま置いておくということについてはやはりいろいろと問題があるし、周辺部につきましても、非常に進入道路にしましてもせつかくのあれですから何らかの手だてを打つ必要があるということで、同じするんなら一応グラウンドゴルフもできるような形で整備をしようという考え方でございます。

本当に滝のほうのグラウンドゴルフ場、またアップルファームの奥の今一生懸命地元の皆さんでグラウンドゴルフ場をしていただいているあのところにつきましても、常々私自身もあれだけ一生懸命やっていたいております。トイレも町がつけましたけども、たった1つですし、いろんな一時に大勢の皆さんがお手洗いを使われるにしても、あのまんまでいいのかな、また自分たちで一生懸命農業用のシートなんかやそういうもので日陰をつくったりということで、本当に手づくりでやっていたということについては、本当に頑張っていたということでは非常にありがたく思っております。

当然、先ほども出ていましたように、地元から要望のありますそうした阿蘇シーサイド横の場所につきましても、やはり地元の方が自分たちでもそれをやっていこうという強いお気持ちがあったもんですから、今回ぜひ同じ整備するならということでしたしました。

今後につきましては、特に同じようなグラウンドゴルフ場の中で一定の、どこまで整備ができるかわかりませんが、そういう頑張っておられるところについては、やはりもう少し皆さんの使い勝手のしやすい方法といいますか、それらもまた要望をお聞きする中で整備が必要になってくるのではないかとこのように考えております。今、なかなかお約束はできませんけれども、できるだけそうして頑張ってお持ちしているところについてもやはり目を向けていく必要があるかなと思いますし、あそこの周辺、いろいろとリフレも再開しましたし、工芸の里も、ああいったところもあの周辺一帯をやはり充実させるためには、そうした一つのあの周辺の整備という中ではそうしたことも必要かなというふうに考えております。

議 長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） 建設課長から指定管理という言葉が出ましたので、こういう形での議論になりました。十分、今の町長の答弁を聞きますと公平性、整合性をとってやっていただけるものだというふうに判断をしております。今後についてはよろしくお願ひしたいと思っております。

次、予定してはいたしましたが、残りの時間ではとてもできませんので、議長、3回目をすることをお約束いたしますか、予約しておきます。以上です。終わります。

議 長（井田義之） 13番、赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） それでは、阿蘇霊照苑の件で質問をいたします。今回、歳入の部で衛生使用料としまして710万2,000円上がっているわけですが、文教厚生常任委員会で阿蘇霊照苑の利用の仕方について条例化したいというふうなことを担当課長のほうから聞きまして、その後、3月7日に業者を集められてお話しされたというふうなことも聞いていますが、この件につきましては、浪江議員やら、あと有吉さんでしたか、それから塩見さんでしたか、3名の方が質問されていたようでございますが、どうも私委員会で聞いたことや、またきょうこの場できょうま

でに聞いた課長の答弁、町長の答弁聞いていますと、どうも何かこう不自然といたしますか、わからない面たくさんありますので、あえて、非常に火葬場という大変大事な場所でありますので質問をさせていただきます。

まず結論から行きますけども、こういった資料をいただきまして、丸ペケの、この方法でいわゆる平成24年度はきょうまでどおりこの方法で行かれるということなんでしょうか。まずこの点からちょっとお願いいたします。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 赤松議員のご質問にお答えいたします。今現在のこの方式ですね。何か10年ほど前といたしますか、私が聞いておるのは10年ほど以前からこういうふうな形で協議がなされ、合意がなされてきておるということでございます。

議員おっしゃいましたように、3月7日に葬祭組合の宮津与謝の6社にお集まりいただいて、この確認をさせていただいたということでございます。その中にはいろいろと議論といたしますか、意見はありましたので、その場ではとりあえずお話はお聞きした上で、またご返事を差し上げるという形になりますけれども、基本的には今のこの方法をそのまま続けさせていただこうかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） この火葬場の設置というのは、地方自治法の墓地埋葬等に関する法律、いわゆる法律第48条に基づいてほとんどの、全部と言ってもいいですけど、ほとんどの市町村がこの法律に基づいて設置されるわけですね。そうですね。となりますと、この法律に基づいてでございますが、この法律第13条には、これはこの火葬の求めを受けたときは正当の理由がなければこれを拒んではならないと。これが大きなところでですね。だから、全国の自治体で自分の町、市以外の者を拒む権利はないわけなんです。現実に拒んでいないわけですね。課長首かしげておられますけど、これほとんどの、例えば舞鶴市ですと当然第1条に墓地埋葬等に関する、いわゆる法律第48条に基づき施設を設置すると。ほとんどの条例ここから始まるわけですね。例えば舞鶴市の場合ですと、市民の利用に支障がないと認める場合、市民以外の者に対し斎場の利用を承認することができる。ほとんどの自治体がそうなんです。京丹後市さん、本市の住民でない者から火葬場の利用許可の申請があったときは、市長において支障がないと認める場合これを許可すると。だからほとんどの自治体、これたまたま今舞鶴と京丹後市を言いましたが、ほかのどこ読んでもいいんですよ、ずっと持っていますけど。これがこういうもんなんです、法律で。としますと、当町の、こんなの全くナンセンスな与謝野町のホールや教会を使ったら町外でもオーケー、これでは。これは全くナンセンス、意味のないことなんです。ましてや、こんなことを業者が決めるようなこと、全く違うんですね。たしか塩見議員がこの点についておっしゃっていました。町の大事な施設です。そんなもの、利用方法ですよ。業者の意見を聞いて、そんなのないんですよ。これ、町が法律に基づいて決めることなんです。いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） お答えいたします。確かに墓地埋葬法の13条に火葬ですとか、あと正当な理由がなければ拒めないというふうな条文があるというふうに思っています。それから申し上げますと、当然ながら町内の方であろうと町外の方であろうと拒むことはできませんよというなこ

とになろうかと思っております。その辺では、もう議員おっしゃるとおりであろうかなというふうに思っております。ところが、実際今現在、以前にも申し上げましたように、1日3体から4体の火葬を受ける今の体制でいきましたら、その能力がございます。それ以上の場合には翌日以降に繰り延べをさせていただいておるといことがございます。町外の方も幾らでもウエルカムだよというふうなことには、能力的に悲しいかなできないというふうなことの中で、町民さんは当然ながらですけども、町外の方でも今のその体制の中で受け入れられるものについてはこういった方法の中で受け入れをしますよというふうなことは当然ながらある話かなというふうに思っております。全く拒んでおるわけではありません。町内にあるホールをお使いいただいたら、当然ながら町外の方でありまして岩滝のその火葬場で取り扱いをさせていただくということは、その法律に触れることではないんだろうなというふうに私どものほうは考えております。

それともう1点、業者が決めるというか、いうふうなことの件でございます。これ、私の申し上げ方が不十分なためにそういうふうなことで誤解と申しますか、与えておるのかなというふうに思っておりますけども、実際火葬場で取り扱うべきケースと申しますかは当然ながら火葬場を管理運営しております私どものほうで決めさせていただくというふうなことは当然のことでございます。毎年葬祭業者の方にこういったルールで町のほうはいきますよというふうなこと、それについて意見等をお伺いする中で、じゃあことしも同じ方法でいきますよというふうなことの確認をさせていただいておるといふうなことも申し上げているというふうに思っておりますので、そういった意味で各業者のご意見を伺うというか、いうふうな姿勢の中でやっておるといことでございますが、最終的には、行政のほうでこういったケースをお受けするというふうなことにしておるといことでご理解をいただければなというふうに思っています。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 業者のほうは、じゃあ3月7日にこのとおりいくということで納得されたんですか。私が知っている範囲では納得されていませんよ。おかしいじゃないですか、それは。あなたの浪江議員の答弁では、業者の方と話をしてこれで行くことになったとおっしゃったでしょう、3日ほど前に。そういう発言でしたでしょう、内容は。合意されていますか、じゃあ。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 3月7日に宮津与謝の業界の方が、たしか1社は欠席だったと思うんですが、残る5社すべてお集まりでした。その会議の結果を私も見ました。お集まりの5社の大半が今の方法でいいということをおっしゃったというのは記録で私も読みました。確かに議員がおっしゃいますように、集まられた5社すべてが今の方法がいいというそういった報告にはなっておりませんでしたので、そういった意味では組合の総意をその場で諮られたわけじゃないんで、それぞれの方の話し合いの場に町の職員も同席をさせていただいたと。じゃあ組合の総意はというて言われますと、それは組合のほうで改めて先日の話し合いのもとに組合のほうで決められることだというふうに思います。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 私も一定の情報をいただいておりますけど、いろいろと業者個人名が入ってきますんで言いませんけれども、宮津の業者の方でもそら使わせていただきたいと、こうおっしゃっていますね。はっきりとおっしゃっています。もし何でしたら、証拠出せと言われてたら証拠出しま

すけど、おっしゃっています。だから、はっきり言って、こんな町外の方であっても、これは恐らく須津や府中の方が多いわけですけども、宮津市の方が、町外の方であっても町内のホールを利用したら教会をオーケー、利用しなければペケなんてことを、普通これは法律に抵触するんですよ。だから、もしも当町が、いわゆる焼く能力がないから町外がだめというなら、全部だめなんです。だけど十分賄えるでしょう。これほとんどの町の市の、だから今言われるように、差しさわりがある場合は町内が優先なんですよね。たとえ3日待っていただいても。だから、そのため全部それうたってあるわけです。市民の利用に支障がないと認めると。全部うたってあります。こういう場合には利用を承認しないと。

ところがこの法律から行くと、こんなもの全くナンセンスなものなんです。この辺理解できませんか。私はちょっとわかりませんから。こんな、市外でも当町のホールやお寺だったらいいと、使わなかったらだめだと、だめなんです、これ、僕調べましたけど。だから、もしも当町がこの法律に関してだめならだめで、当町は特別市外は全員だめだというんならわかるんですよ。おかしいじゃないですか、これ。これおかしくないと思われるんだったら、ちょっと私は。むしろ皆さんのほうが異常だと思うんですけど。

議 長（井田義之） 暫時休憩します。ちゃんと整理してください。

（休憩 午後 3時10分）

（再開 午後 3時10分）

議 長（井田義之） ここで10分間、改めて休憩をいたします。3時20分まで休憩をいたします。

（休憩 午後 3時10分）

（再開 午後 3時20分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、赤松議員の質疑を続行します。

答弁を求めます。朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 貴重なお時間いただきましてありがとうございます。申しわけございません。

きのうでしたか、塩見議員の質疑に対しまして町長がお答えをさせていただきました。今の赤松議員のお話もそうですけれども、そういったご議論をいただく中で、町長もきのうその点のその議論も考えたいというふうなことをおっしゃいました。私は、3月7日にそういった議論はあったけども今の現状でいきたいというふうなことで、町長とは意見が違うというふうな形でございましたので、その点では今赤松議員おっしゃったお話、あと法律の解釈の話も含めて一定の整理をしていかんとぐあい悪いのかなというふうなことで、その辺はもう考えさせていただきかなんかなというふうなことでございます。

それと、この資料といえますか、この資料がちょっとひとり歩きをしておる部分もあるかいなというふうな。

1 3 番（赤松孝一） もらったで、これ、委員会で。

住民環境課長（朝倉 進） 言いますのが、この資料が、言いましたら今の体制、こういったケースを認めましょうね、ああいったケースはだめですねというふうなことを整理させていただくにつくらせていただいたものでございますので、そういった中では、ホール、寺社、教会いうふうに書いています。ほとんど9割以上がもうホールからの出棺ですのでこういうふうな形で整理はしておるんですけども、実際町外の方でも町内の親戚のお宅から出棺されるような場合、それでも、

言うたらこのホール等といえますか、いうふうな形の中でそれも認めざるを得んのちゃうかなとかいうふうなお話、議論も当然ながら出てくるのかなというふうに思っておりますので、その辺のところも整理をしていかんなん話でしょうねということもありますので、その点のことも踏まえて今後整理をしていくというふうなことにさせていただければなというふうに思っております。

議長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 整理をしていきたいということですが、1年間に四百二、三十の仏さんが出られるわけですから、これ待たなしなんです。毎日毎日なんです。だから、いつまでかかって整理されるか知りませんが、これ正常なスタイルに持って行っていただきたい。過ちとは申しませんが、間違いを改めることに対して何も恥ずかしいことないんですから、やはりこれは正常な法にのっとって、そして、例えば町内のホールや教会、お寺を使ったらいいけども、自宅でした方を同じ市外の方でもだめだと、これ通用しませんわよ、何も。そんなこと通用しないでしょう、だけど。そんな差別できないでしょう、そんなことが。だから、これはどうしても与謝野町は特例で特別の法を勉強されて、市外の方がだめならだめ、オーケーならオーケー、そういうスタイルをとらないと、町外の方使った場合は丸で、家はペケだとか、そんな、こんなことは全く理不尽な話ですよ。これいつまでに改められるんですか。

議長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議員ご指摘のように、墓地埋葬法の13条の関係もございまして、その点も整理をさせていただかんなん一番重要な部分かなというふうに思っております。それで正当な理由に当たるのかどうかということを中心に検討もさせていただく中で、今議員おっしゃったように、もう待たなしの課題ということでは理解しておりますので、そういったことの中では顧問弁護士にでも相談ということもあるかなというふうに思っておりますので、そういうふうな形の中で整備をさせていただこうかなというふうに思っています。

この近畿のほうで、一つ高槻市の条例を見ておきますと、基本的にはその市内優先ですよ。市外については1日2件を限度に受け入れますよというふうな形をとっておられます。その点も踏まえて、私どものほうも、言うたら能力的にといえますか、体制的に1日に3件、4件が限度かなというふうな中で日ごろの運転を行っておりますので、そういったふうな形の中で一定の制限といえますか、いうふうなことをさせていただくにつきましては、こと施設の能力の関係ということもありますし、もう1点は霊柩車の営業許可が与謝野町内に限定しておるというふうなこともある中で、業者の方にはこういうふうなことの事情も踏まえてお考えいただくというか、私どものほうの考えといえますかをご理解いただきながら今までしてきたというふうなことの経過がございまして、そういったふうなことの中で今まで来たわけですし、今後もそういうふうなことのご理解をいただきながら進めていきたいなというふうに思っております。

1 3 番（赤松孝一） だから、言うたように、いつまでに開催ですか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 先ほど資料をお示しになって、こういった現状をナンセンスというようなことをおっしゃっていましたが、議員が披瀝されましたように、法的には町外の人を拒む理由はありません。きのう塩見議員のご質問に対して町長が答弁をする中で、考え方としては、やはり町の施設であるので町民の利用を最優先に考えなければならないということを申し上げました。そ

ういった意味から言いますと、現在は町内のホールを町外の方が利用された場合、言いかえますと、自宅から出棺をされる方もありますけども、町民の方が町内のホールの中で町外の方が既に予約があるということでもありますともうそこで一定制約を受けますので、町民の方の利用がほかのホールでしか、あるいは自宅からしか出棺できないということになりますので、そういった意味では正当な理由といいですか、町民の利用に支障がないということが言えるんだろうと思います。

いつまでに整理をするんだというお話でしたけども、先ほど申し上げましたように3月の業界のお話、とりあえずそれぞれ業界個々の思いを聞かせていただいたというだけの話でありますので、その後協会のほうとしても一定協会としての考えを改めて整理をしていただく必要もあると思いますし、それを受けてといいですか、町は町で一定の考え方を、業界の方の事情を全く無視するわけにはいきませんので、業界の方の思いも一定お聞きする中で早急に町としての考え方を改めて整理をする必要があるというふうに思っています。

議 長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） 今朝倉課長が顧問弁護士さんに相談しておっしゃっていましたが、私も、当然当町の町民が最優先ですよ。わかってます、そんなことは。だから、どこの条例でも簡単なですよ。本市の住民でない者から、また本町の住民でない者から火葬場の利用許可の申請があったときは、支障がないと認める場合に利用してもらおうと。だから当然なことなんですよ、そんなことは。何もこんなもんは顧問弁護士さんに相談をしなければ、皆さんのこれだけ立派な方がおられる中で判断がつかない問題ではないわけです、こんなことは。これぐらいの決断でもできませんか、弁護士さんに相談しなければ。法律うたってあるんですよ、ちゃんと、法律第48条に。どこの自治体もそれに基づいて火葬場使用条例、皆つくっているんですよ、どことも。これ簡単と違うんですか。だから、どうしても当町が、当町以外の方が困るといふのであれば全員困るわけですよ。だれだろうと。そういう場合はですよ。だから、そんなわけにはいきませんからどことも町も市民の利用に、文章は違いますが、市民の利用に支障がないと認める場合は市民以外の者に対して斎場の利用を承認するとか、文章はみんなそうやって一言入っているわけです。ただし、こんな方は困りますいうのもあるんですよ。公の秩序、善良な風俗、または公益を害するおそれがある方とか、いろいろと管理上支障がある、こういう困る方はあります、制限は。ただ、一般的な利用承認はほとんどの市や町はこうやってうたってあるわけです。これは法律に基づいているからそうしてあるんですよ、みんな。ただ、どこの市や町も自分とこの市民や町民を最優先に考えておられます。京丹後市さんと与謝野町の住民も最近お世話になっております。

議 長（井田義之） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 一つ、実際町外の方、例えば宮津市の火葬を受け入れるというふうな形になりますと、葬祭業者の方は3社ございますし、ホールとしては4つのホールがございますので、それを無制限に受け入れるというふうなことは、能力的にはとてもとても受け入れられないといえますか、いうふうなことでございます。そうしてきますと、法律では当然ながら、もう言うたら無制限なわけですよ。

- 1 3 番（赤松孝一） だから、そんなことは無制限言うてないですよ、だから。需要が、支障があったらだめ言うてます、だから、僕はそういうて。だから町民が最優先言うてます、何遍も。わから

んのか、そんなことが。

住民環境課長（朝倉 進） ご意見に対して精査させていただいて、なるべく早く結論を出させていただくということにしたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 先ほど担当課長が顧問弁護士云々ということをお申し上げました。私の記憶違っていたら申しわけないんですが、私、全国の条例の中で、大都市の中で市民に限定したような条文の書き方をされている条例がありました。だけど、それが議員が言われましたように法的には問題なのかなという気はしたんですが、確かにそういった条例を制定されている大都市部の市もありますし、それから、今先ほどるる披瀝されましたような条例の実態もあります。そんな中で、条例でボンとこの入り口を閉めるといいですか、制約をする形がいいのか、言いかえますと条例を制定することがいいのかどうか。それから条例で制定するとした場合にどういった形がいいのかというのは、やっぱり弁護士さんあたりにもやっぱり相談する必要は確かにあると思います。少し私の思いをお申し上げました。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 弁護士さんに相談されようとだれに、そら結構ですけども、要は早いこと結論出していきたいということで、私も何も本町以外の方に優先していただくとか、そんな思っていますよ。ただ、こんなシステムはおかしいでしょうと。これはおかしいですよ、はっきり言って。だから、それは改めてもらうのが一日も早く。それともう一つは、やはり市民プールとか町民グラウンド、そういった同じ公の設備でもまた内容が違いますよね。この人が亡くなったときのどう扱うかという非常に大きな荘厳な課題ですから、ましてや伊根町さんはおもしろいですよ。伊根町さんは倍もらうと書いてあるんです。伊根町さんの条例には倍いただく。伊根町さんは倍になっているんですね、町外の方については、倍使用料いただくと書いてあるんです。条例でうたってあるんです。伊根町さんの場合はですよ。だから伊根町さんも伊根町外を拒否はされていませんよ。ただ倍いただきますよとなっているわけですね。だから、いわゆる利用料でも、今大体、今度与謝野町5万円にしましたけども、大体5万円いうんが大体諸経費の分ですわね。ただ、これを1から土地買って建てて減価償却したら、そんなん10万円も15万円も要るわけですね、1体経費が。だから、それをこれ行政サービスの一環で安くしているわけですし、それから伊根町さんの火葬場、宮津市さんの火葬場、京丹後市さん、3つあります。いろんな丹後地域にありますけど、やっぱりお互いにこういったことをお互いにお互いの融通性がないと、これやっぱり地域に住んでいる、田舎に住んでいる者がお互いの知恵出し合ってお互いの施設を有効に利用しようと、そういう精神でないとだめかなというものもつけ加えておきます。

したがいまして、業者の意見も大事ですけど、やはり町としてどうあるべきか、また本町の町民にとって不利にならないように、当然やはり本町住民を優先にさせていただいて、しかしながら近隣の市や町の方々とも仲よくしていこうと、そういうようなことを利用料も含めて改めてお願いをいたします。以上でございます。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） それでは福祉課長に質問をします。101ページに障害者の関係のサービスの関

係がいろんなところの予算が計上をされています。この問題で、今回平成24年度にいろいろと内容が変わってくる、こういう問題があります。それらについてどのようになるのかお聞きをいたします。

まず、小林議員から出ましたが、サービス利用計画、この関係が強化をされました。これは前から制度としてはあるわけですが、ほとんどつくられていないという状況の中で、今回給付費もきっちりとしてこれをつくっていくということになっています。これは今回の改正で必ずつくらなければならないということになるのか。そうではない、今までとそこら辺は努力義務みたいなものなのか。

それから、この作成費の負担金が1,080万円とか、相談支援事業委託料で1,460万円、いろいろそういうつくるための事業があると思います。こういう中で、どれだけの方の利用計画をつくる予算になっているのか。先ほどの質問とかかわりますが、100%なのか、もっと少ない人のつくる予算なのか。それらの点も含めて、今回この面でどのように変わっているのかお聞きをいたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま議員のほうから2点のご質問をいただきました。まず計画等については、必ずつくらなければならないかということでございますけれども、これについては、今の段階では100%必ずつくらなくてもサービスは今使っていただいておりますので、これについては必ずつくらなければならないということにはなっておりません。しかし、今後については以前のご質問にお答えしましたように、これは介護保険と同じようにケアマネジャーといえますか、調整役の方が必要になってきますので、これは今後については必須になってくると、このようになっております。これについては、大体3年後をめどぐらいでということ認識はいたしております。

それと、ケアプランの人数的なことでございますけれども、このケアプランについても、施設入所の場合については計画を立てますのは1年に1回程度立てていただいたらこれで結構かというように思いますけれども、在宅サービスを受けられる方については、基本的に半年に1回程度はケアプランの策定が必要だということでございます。また、施設なり病院から退院されて常にサービスが変わるような場合については、一月ごとにそのサービス計画を立てなければならないというようなことになってございますので、平成24年の予算の中では、とりあえず1万5,000円の月に60人分を計上をさせていただいて、その12カ月分ということでは、1,080万円の予算を計上させていただいているというところでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今ありましたように、つくった後も一定期間モニタリング等々で把握をしていくということも必要になって、非常に手間をかけてこういう体制をつくっているということになっていくと思います。

それで、この計画をつくるために今60人分というふうに言われましたが、いわゆる介護保険のケアプランと同じように、ケアマネジャーさんが1人何人とかいう形で、それ以上を持てば単価が下がるというふうなことがあります。この自立支援法もそういうふうな内容になっているのでしょうか。そういう意味で、3年で必須になるということですが、その必須になった場合は

どれぐらいの人数になるのか。平成24年とそれから必須になった場合、これにかかわる人材としてはどれぐらいの人が要ることになるのか、その辺の見通しも含めてお聞きいたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問の、実際3年後についての利用人数等々のことを聞かれておりますけれども、実際、ちょっとどれぐらいの方にどのようにケアプランを立てていくというのがなかなかイメージができておりませんので、今後の制度そのものが大変変わってきております。

ご承知のとおり、この制度そのものがことしの3月31日をもって、平成18年度に制定された自立支援法というのが、これがもう終わってしまいます。その後につきましては、来年の7月いっぱいまではこの障害者、ちょっと長い名前なんです、「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」ということを、大変長い名前分、来年の7月まではこのつなぎ法案でつないでいきます。その後については総合福祉法に変わると、このような流れであったわけなんです、もうご承知のとおり、最近になって総合福祉法については、もういつできるかわかりません。5年後にできるだろうというようなことが国のほうで発表されて、このあたり本当に変わってくる状況でございますので、ご質問いただきましたこの人数的なことについても、どの方にどれだけのサービスなり計画を立てていかなければならないということはちょっと今の段階では申し上げられんいうんか、数字が把握をしておりますので、またこのあたりについては、今後、ことし実際にそのサービス事業所のほうに委託をします、その方々のお話を聞きながらきちっとした数字が上がってくるんじゃないかなというように思っております。

少しご質問いただいた内容の答弁にはなっておりませんが、そういった状況でありますのでご理解をいただきたいというように思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今言われましたように、例えば事業所にこの来月4月1日から変更になる給付費の内容等の説明が今月の26日に京都府からあるわけですね。26日いうたらもう5日後から改正になるのが今から説明会があると、こういう実態ですから、課長が言われるように全く間に合っていないと、そういうような国の状況ですね。だから、今の答弁はそのとおりだろうなというふうに受けとめるわけですが。余りにも、事業者もそうですし、町にしても、サービス受けられる方もその内容によっては費用も変わるという問題もありますし、もう少しその辺はしっかりとやっていただく必要があるなというふうに思っています。

それで、先ほど1回目が1万5,000円等々の単価ということを言われましたが、これについては自立支援のこの国からの、あるいは府からの収入の中に、全体の中にそちらの負担分というのはいっているということでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） このプラン作成については補助の中に入ってくるということでございますので、基本的にこの障害者福祉の関係についての補助金につきましては、国2分の1、府4分の1ということで、このプラン作成についてもそういったことであるというように理解をいたしております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 1回目1万5,000円はとにかくとして、2回目からは、これが大幅に下がります。全体を見れば、この単価でとても独立してこの利用計画を作成していく、ケアプランを作成していくということが事業としては成り立たないのではないかなというように思うんですが、介護保険も実際そのとおりで、成り立たないからほかのサービスをしているところが赤字でもやると。そして包括のほうはもう町がやらざるを得ないという実態があります。この障害の分野も同じようなことになるのではないかなというように思っていますが、課長はその辺はどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） このあたりは、本当になかなかケアプラン策定だけでは介護保険の中でも支援事業だけでは苦しいということがございます。こういったことがございますので、101ページの下のほうの障害者団体支援事業の中で相談支援事業の委託料というのを、これを大幅にふやしております。これも以前申し上げましたけれども、昨年までは700万円程度、ことしについては1,460万円ということで、相談支援専門員の方、社会福祉士、それから相談員の方、この方々をお願いしまして、ケアプランだけでは費用が賄えない部分については町の単費でもってこの支援事業所をお願いをするということで支援体制をしっかりと支えていきたいというように思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） そういう意味では、今答弁あったように非常に丁寧に「結」に委託するということですかね、取り組まれているというふうに思っています。今後、これはさらに人数がふえていくと、対象人数がふえていくというか、ふやしていかないけないということですから、その辺も含めて、今後も含めてぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、子供の分野について大幅に変更になりまして、これはもう自立支援法から児童福祉法にそもそも変わりました。今事業所は、そういう意味では申請やり直さんなんと。もちろんさっきありましたように間に合わないんで、これも3年以内ですかね、いう形にはなっていると思います。それで、今回児童福祉法に自立支援法で子供の支援をしていたそういうサービス事業所が、児童福祉法に変わってそちらの関係と協力しながら一体的にやるということになってはいますが、与謝野町の場合、今回の改正でどのような変化があるのか、できるのか。その辺について課長はどのようにお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 児童の方の障害を持たれた方については、福祉課でいきますと、担当としては福祉課ですべて障害の方についても児童の関係についても対応をしております。そういった意味でございますので、今ご説明がありましたように、自立支援法から児童福祉法にこの子供さんの場合についてはサービスが変わりますけれども、相談体制なり対応等については障害係がすること、町民の方については、この制度が変わったから違う窓口に行かなければならないということは考えていただかなくても結構でございますので、今までどおり障害者担当のほうで受付をしていただいたら結構ですし、また、そのあたりがどうなるかわからないなということでありまして福祉課が窓口になっておりますので、そういったことで、この利用される方らの心配やら、それからあっち行け、こっち行けというようなことがないようにきちっと課の中で整理をし

ていきたいというように思いますので、安心をしていただいたら結構だというように思います。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 次に、児童デイサービスの対象は20歳までということで引き上げられました。この関係で、当町では101ページのその上に長期休暇支援事業委託料ということで、長期の休暇のときに今までの児童デイで対象になっていない方を対象にしたサービス支援に取り組んでいただいております。この関係は今回の改正で何か変更があるのか。今までどおりの形でやらざるを得ないのか。その辺についてはどのようになっていますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ご質問の児童デイの関係についてお答えをさせていただきたいというように思います。質問いただきましたように、児童デイについては18歳から20歳まで延長されるというようになっておりますけれども、この当地域については、今児童のデイサービス事業所としましては、こういう名称を申し上げますとわんぱくさんとすずらんさんの2カ所で行っていただいているということが現状です。ここの利用していただいている方については小学生以下の方にご利用いただいておりますけれども、実質中学生の方であったり高校生の方については利用ができていない状況でございます。

そこで、先ほど議員さんも紹介をしていただきましたように、これの何とかこの方々、中学生の方、高校生の方を支援させていただきたいということから、与謝野町では平成22年度から中学生、高校生の支援学校に行かれた方の長期休暇の預かり事業を行っておりまして、中学生の方の活動の場であったり、また健全な育成なり、それからご家族の介護支援等を行っております。

本来に戻りますけれども、これが20歳まで伸びてきましても、当町としては先ほど言いました支援学校等の長期休暇の事業をさせていただくということでありまして、18歳から20歳までの延長部分についてはなかなかちょっと手が回らないという状況でございますので、結論から申し上げますとサービスが今の体制より変わるということはないということで、今の体制でしっかりと支援していきたいというように思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 当町独自に今言われたような形で取組みとるとということで、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、保育所などの訪問支援ということが強化されたという言い方でしょうかね、強調されております。こういう取り組みというのは、現状で早々に始まるという状況にあるんでしょうか。それとも、まだいろんな今求められとるものについてやりこなせる上では何か課題があるのか、そういうことなのか、その辺のお考えをお聞きします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 保育所等の支援についてです。実際、先ほど申し上げましたように、わんぱくさんとかすずらんさんなんかをご利用されておる方については、当然保育所なり幼稚園、また小学校等々の連携をしっかりと支え合うという体制をできておりますけれども、今新しいこの制度によりますと、このマニュアルを見ておりますと、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の強化ということがうたってあります。これはどのようなものかと申し上げますと、この児童発達支援センターという組織を立ち上げまして、そこを中心にしていろんな方、保健所で

あつたり医療機関を巻き込んだりしてセンター機能をしっかりとし、そしてその中に保育所部門があつたり相談支援事業部門があつたりということで児童発達支援センターを立ち上げるという、このような将来的なイメージがつくってありますけれども、なかなかこの児童発達支援センターをつくっていきますと、センターの指定基準等については嘱託医が1人以上要るとか、児童指導員及び保育士等が何名以上要るといような制限がございますので、このようなセンターとなつていただく事業所が本当にこの地域で出てくるかなというようにちょっと心配はするわけなんですけども、将来的には、やはりこのあたりについても町が単独でできない場合については若干の広域の部分も認められておりますので、そのあたり、他町と連携をとりながらこのあたりについても立ち上げについて検討していかなければならない課題だというように思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） なかなかハードルは高いみたいですね。当町では、関係者による協議会が府下でも先進的な取り組みをされております。そういうところでも、それぞれの立場でいろんな情報がやりとりされながら必要な取り組みについて審議がされているというふうに思っています。そういう中で、まず、なかなかすぐにできないそこら辺をそういう趣旨でさらに深めていくような、そういう努力もしていただきたいと思います。

いずれにしても、言われたつなぎ法案というのが児童福祉の総合福祉法に行く前ということですが、今回国会に出された内容は、もうまともに言われとるもの、約束したものと違うと。これは請願のときにも伊藤議員が一般質問でも明らかにされました。しかし、それを政府は福祉法の趣旨になっているというふうに答弁しているということで、このままいけば、この総合福祉法も約束していたものがつくられないという可能性もありますんで、ぜひそれは行政のほうでも声を上げていただいて、当町で先進的に取り組んでいる、そういう趣旨が生かされるようなそういう国レベルの方向になるようお願いしたいというように思います。

次に教育長にお伺いいたします。あるいは次長にお伺いします。265ページに小学校の、それから273ページに中学校の要・準要保護児童援助事業があります。いわゆる就学援助ですが、この事業の平成23年度の援助率の見込みと、それから平成24年度のこの予算というのは、その援助率を引き上げるのに必要な予算が盛り込まれているのか、その点についてまずお聞きします。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えをします。ご質問は援助費の平成23年度の見込み、まず実績見込みで報告をさせていただきたいと思います。まず、平成23年度の補正予算ベースといたしますか、3月の今回の補正予算のベースで申し上げたいというふうに思います。まず小学校のほうでございます。準要比率のほうですけども、見込みで14.2%、小学校が14.2%ということでございますし、それから中学校のほうで申し上げますと18.1%という見込みということでございます。

お尋ねの平成24年度、この率を引き上げる予算措置になっているのかというお問い合わせだというふうに思っておりますが、率で申し上げますと、平成24年度の当初予算ベースでは、小学校が14.2%、それから中学校で申し上げますと21.8%という率を当初予算では見込んでおります。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 小学校と中学校と合わせた率というのがわかりましたらお願いします。これ足したらいいんですか。足したらいい。わかりました。

そしたら、以前、いわゆる対象になる収入の低い方であっても就学援助を受けられていない方があるのではないかという中で、捕捉率について質問いたしました。これはなかなか難しいというご回答とともに、ちょっと検討してみますという回答をいただいたと思うんですが、今回といいますか、前に教育の改善を求める請願の中で、いわゆる子供の貧困率が書かれていました。これが2010年にさらに悪化して15.7%というふうに書かれています。これは全国の平均でして、当町はかなり平均よりも低いわけですね。京都府の平均より100万円ぐらい低い、この北部は、というふうに言われています。そういう点から見ても、またどんどんとさらに所得は下がっているという状況から見ても、今のこの貧困率というのは、当町の貧困率はかなりそういう点ではこの数字よりも悪い数字、いわゆる数値が上がるという、こういう状況にあるのではないかというように思っていますが、この辺から見て、いわゆるこの貧困率に当たる方というのはこういう援助をすべき対象だろうというふうに私は思っているんですが、この捕捉率というのを、こういう見方で一定見当をつけるというか、いうことはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 和田教育次長。

教育次長（和田 茂） お答えいたします。お尋ねの捕捉率につきましては、9月の議会でしたか、6月でしたか、決算の議会だったと、9月でしたかね、お尋ねをいただきまして、その後どういった方策があるのかということも調べさせていただきました。その結果をお話させていただいたんですけども、収入の部分が大きく左右しますので、なかなか与謝野町内のそういった収入の基準の資料を集めるのが困難だというふうなことでございました。一定調査をさせていただきましたけどもなかなか困難ということで、この与謝野町の捕捉率といいますか、潜在的な部分どれぐらいあるのかという結論は出ておりません。

議員さんご指摘のようにこういった経済情勢ですので、貧困率といいますか、所得が下がってきている、まして与謝野町につきましては平均よりも低いというのは当然というふうと考えております。したがって、新聞等でも以前に載ってございましたけども、全国的にこの準要保護といいますか、就学援助の関係は率が高くなってきております。したがって、与謝野町でも当然この率が上がっていくということは教育委員会としましても予想をいたしております。できるだけ漏れないようにということでPRはさせていただきますけども、潜在的にどれぐらいあるのかということについては、現在のところ難しいということでご返事を申し上げざるを得ないというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） ぜひこの子供の貧困率ですね、これについてぜひ内容等も検討していただきたいというふうに思います。これに子供の貧困率に当たる世帯がそもそもこの当町の就学援助の対象になるのかどうか。この点は今すぐにご回答がいただけるならご回答いただきたいですが、これも含めて検討していただきたいというふうに思います。

それで、前にも言いましたが、一般質問等々でも取り上げましたが、この就学援助というのは、今交付税算入という形で、補助金というのが交付税算入になっているわけですが、国の制度とし

て取り組まれている内容ですので、やはりこの制度が使える方、こういう社会資源はそういう使える方がきっちり使えるように制度上をやはり工夫していただく、この必要が大事だというように思っています。それらの検討内容から、そういう必要があればぜひそれは見直していただく必要があるのではないかと考えていますが、この辺については教育長でしょうかね、お答えいただきたいと思います。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。準要保護につきましては、委員会のほうとしましては極力認定していく、そういう姿勢で努めさせてもらっております。いつもこの議会でその制度を利用してもらうように工夫せということでございますので、その周知につきましては事あるごとに学校を通じてやらせてもらおうと、そのようにしております。

最近、だんだん多くなってきているという、そういう実感はあります。確かに先ほど次長が答弁しましたように、いずれにしましても、議員さん方のご指摘でございますので、その制度の周知徹底についてはより徹底できる方法を担当のほうも工夫しているいろいろ学校現場のほうへ指導もさせていただいております。以上でございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） この制度は教育の機会均等を保障する大事な制度ですので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。以上で終わります。

議 長（井田義之） ここで10分間休憩いたします。4時20分まで休憩いたします。

（休憩 午後 4時10分）

（再開 午後 4時20分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、平成24年度予算の質疑を続行します。

12番、多田議員。

12番（多田正成） それでは、平成24年度の予算書の2回目の質問をさせていただきたいと思いますが、先ほども今田議員のほうから阿蘇シーサイドパークの整備工事についてお尋ねがありました。その中で少し気になる点がございまして、再度お尋ねしてみたいと思いますけれども。

建設課長のほうから、ちょっと私聞き取れなかったんですが、商部のほうの何とかかんとか、ちょっと言われたんですが、商工会のほうからシーサイドの都市機能用地ですか、その活用についての要望書が行政のほうに行っていると思うんですが、その辺の関係をちょっと教えてください。

議 長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えいたします。商工会のほうから商工観光課を通じまして、阿蘇シーサイドパークの都市機能用地の部分についての一定その活用方法といいますか、こういったことでさせていただきますかというふうな内容がございました。それは道の駅だとか、そういったような活用の方法だったというふうに思っております。これは今年の2月にも商工会のほうから出前講座をやってほしいというふうな要望がございまして、そのときにも、商工会のほうからはそういうふうな集客できるというのですか、そういった施設を建てて一定の商品の売り上げができるような施設にさせていただいたらというふうなお話もございました。ただ、ある人がそのときにおっしゃったんですが、だれが元持ちしてやるんだというふうなことをおっしゃったときに、ち

よっと一時会場がシーンとして、なかなか自分でやるという人がないというふうなことでその出前講座は終わったわけですが、改めまして昨年の12月だったというふうに思っておりますけれども、改めてまたそういうふうなご要望があったというふうに聞いております。そのときにも、ほんだれがやるのかというふうな中では、私は直接は出ておりませんが、町長のほうからもそういうふうな、じゃあだれがやるんですかというふうになったときには、ちょっとその辺のところがきちっとしたお考えがなかったというふうな状況でございました。

最初の出前講座のときからもう1年以上今たっております、阿蘇シーサイドパークにつきましても、平成24年度で国の予算がどういう格好になるかわかりませんが、全部国の補助の額の分をいただけたらというふうな前提ではございますけれども、平成24年度に完了したいというふうに思っております、そのときにあわせて今の都市機能用地の部分についてもずっとあのままで予定がないままああやって、いわゆる草刈りだとか、そういったことをずっと町がやっていくのかというふうなこともございまして、そうであるならば、あそこにはもう箱物は建てないというふうなことを理事者のほうと調整をさせていただいておりますので、地域のほうからも、あその部分にはそういう施設でなしにみんなが大勢人が集まってもらえるような施設をというふうなご提案もいただいておりますので、今回グラウンドゴルフというのですか、みんなが集まれるようなそういう施設をさせていただきたいということから、芝を張ってそういうふうなグラウンドゴルフでもできるような施設にという思いで、今回、今の予算を上程させていただいたというふうな状況でございます。

議長（井田義之） 多田議員。

12番（多田正成） その旨は、その要望をしておられる商工会のほうにはその返事をされて、そういう計画というのか、予定を言われて、その要望を出されとる方に対しては説明がされて了解は得た中で今回のこのグラウンドゴルフ場にしたいというふうに言われておるのでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） これにつきましては、阿蘇シーサイドパークの設計審査委員会の中で、商工会のメンバーの方やら、それから商工会には入っておられませんけれども、そういったいわゆる商工会とつながりのある方もおいでをいただいております。その中では、そういうふうな、例えば舗装するだとかいうようなお話が出ておりました。ただ、町といたしましては、舗装して、ほんなら何にしとくんだというふうなこともございましたので、その点については、地域のほうからも舗装した後、ほんならずとそのまま置いとくというふうなことはなかなかもうできないだろうというふうなことも申し上げましたし、それから町も、いつまでも今の格好のまま置いとけませんというふうなことを言わせていただきました。商工会の副会長さんは来ておられませんでしたけど、過日総合計画の委員さんにもなっておりますし、そのときにうちの主幹のほうにもそういったこういうことをするらしいなというふうな話がございましたけれども、いやいや、そんなもん、舗装では置いとけませんということで、適正な管理をさせていただいてそういった施設にさせてほしいというふうなことを申し上げました。商工会、今の設計審査委員会に来ておられた方についても、ほうだねと、いつまでもあのままで置いとくわけにいかんというふうなことの話があったようには後で担当のほうからは聞かせていただきました。直接商工会にはそのことは申し上げておりませんが、そういったことで、商工会のほうにもそのようなこ

とが伝わるとるのかなというふうに思っております、商工会の副会長さんが今の総合計画の委員さんでもございますので、そちらのほうからそういうふうな話も伝わるとるのかなというふうに、私どもとしてはそういうふうに認知をしていただいとるのかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 課長の今田議員への答弁を聞かせていただいていると、あのまま用地をいつまでも放っとくわけにいかない。何とか管理のしやすい方法に持っていきたいというふうに言われています。そのためにグラウンドゴルフも要望もあるんでしょうし、町の中の声もあるんでしょうし、そういったことを考えられるのは私も理解はできるんですが、平成24年度の国の予算の関係もあつたりして課長は頭を痛めておられるのかもわかりませんが、今、ご存じのように商業・産業が大変低迷をしております、高速道路もつきましたけれども、高速道路のふちを、周辺を開発しようと思っても、地形的になかなか商業の活性や産業の活性化には向きにくい出入り口になっております。そうしますと、町全体を見たときに、将来を考えたときには、やはりあのシーサイド、あそこが要するに観光地としての最高の場所であるように思います。今後の商業の活性化には、今を考えるとなかなかその商売は何をしてもうまくいきませんが、やはり今だけのことを考えるのではなしに、将来の若い方々、あるいは農業も一緒になってあそこで物を販売していきたいというような思いで、今課長がその商工会のほうも若干わかっているのではないかなというふうに思っておりますけれども、きょうも実は三役会を開いておられまして、どこまでどうまとめていかれるということは私にはわかりませんが、やはり商業の活性化、そのためにはやっぱりあそこを集積として物の販売の拠点として何とかしたいということで、きょうも三役会で会合を開いておられます。今後、その方が、町長もいつも言われるように、町民の方でやられる方がなかったらこれはどうしようもないんですが、将来のやっぱりかなめとなるあそこをやはり商工会と一緒に、もっともっと真剣に話していただいて、できるかできないかはわかりませんが、本当に町民がそこまで声を出しとつてもだれもリスクを張る人がなければこれは仕方がないんですが、今の話は、ゴルフ場も私はもう非常に結構なことだと思いますし、今のニーズに合うと思うんですが、やはりこの町の商業活性化するためには、もうあそこしかないわけですね。個店は全部大手になって閉鎖してしまわれる、今後ともまだ廃業されるうちは避けて通れないと思いますが、何とか、ウイルのように個店が集まってショッピングセンターとして頑張っておられるところは当然いいわけですが、今後の、やはり農業にしても商業にしても、若い方々がそこを使って商売をするんだという拠点をやはり考えていかないと、今こんだけ経済の落ち込んだ中で町の財政にも影響してきます。やはり自主財源は町の商業・工業から入ってくるわけですから、その辺を、今すぐどうのこうのいう答えは出せんでしょうけれども、もう少し商工会と真剣になってその辺の議論をして計画をしていただけたら私はいいいんではないかなと思いますけれども、その辺はどのように町長お考えでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 商工会の三役さん等々、要望書を持ってこられたときにもお話をさせていただいております。現在のところ、あそこの都市計画機能用地につきましては、建物を建てるそうしたつもりはないと。あのまんま置いておくわけにはいかないんで、あそこについては芝でも張って、ある程度公園化できるような形でそのまんま利用していただける形が残したいと。もし、そ

それぞれの商店の方で、あのシーサイドのところを利用していろんな物を売ったり見てもらう、そうしたことについては管理棟をつくりますので、その管理棟の部分を使ったり、あるいはイベントのときにはテントを張ってしていただくような形で、常設ではないですけども、そうした形で十分利用していただいたらいいというふうなことは申し上げましたし、あそこについてはそうした上物を建てるつもりはないということと、じゃあ、どなたが本当にやられるんですかという、先ほど来出ておりますように、そうしたお話もさせていただきました。その後のことについては先ほど課長が述べたとおりだというふうに思いますし、そういう形であそこを十分生かして、今あるものを利用しながらやっていただくには十分でないかなと、十分までいかなくてもそうしたご要望にはこたえられるのではないかなというふうに思っています。

それともう一つ、あそこに道の駅のようなもの、またつくるにしましても、もう既にあれから先、伊根のほうに向かいます中には、町内の企業の方がそれぞれ力を入れて、今バスが通過していただくではなしにとまっていた。またあの道ができたことによって、今まで余り目立たなかった旅館あたりも、ホテルあたりも日の目が当たってきている中で、そうした方たちとある意味バッティングするいうたらおかしいですけども、そういう頑張っておられる方ももう既にあるわけですから、そうした中で町がそうしたものを建てて、またスムーズに走るべくつくられたところで人をとめるということが果たしてできるのかどうか。その辺のことも考えますと、そうではないあのほうがより多くの住民の方に利用していただける場所になるのではないかなというふうに考えておられて、要望のあったグラウンドゴルフも再三今までにもはじめから要望もございましたし、ある意味町の考え方と合うところがありますので、そうした方向での整備を進めたいと。

それから、先ほどもちょっと課長のほうから申し上げましたけれども、あの道路側の裏のほうの道路につきましても、今本当にぬかるんだような格好のぐちゃぐちゃとしたような形になっております。今回、あれもきちっと整備することによって、場所を安全にきちっと管理しやすい方法をとろうとしておりますので、そうしたことを含めて、一度やはりそうした形でこの平成24年度中にそれらを仕上げていきたいという、そういう考え方でございます。

議長（井田義之） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 町長のおっしゃるように、管理棟がどのくらいな規模のものかわかりませんが、ちょっとした今回農業のほうで直販するような感覚では、直販場をつくれるような感覚ではとても観光客を相手にするわけにもいきませんし、商業ベースにも乗りませんし、その管理棟でできると言われるのが、私は余りその意味が、その規模が大きなものでしたら一緒にその中に併設できるということがありますので、その辺はどんなお考えか私にはわかりませんが、今町が計画しておられることがいけないと言っているわけではなしに、そういった商工会の中でも、きょうも三役会でそんな話をして、まだ一生懸命そのことに向かおうということで意思表示をしておられます。要望をされた代表者の方も真剣に取り組んでおられます。形はまだできておりませんが、その辺をやはり今後の商業活性化のために、この町のためにやはり真剣にその辺の議論をしていただいて答えが出てこない、ゴルフ場もいいです、遊ぶ施設もいいですし、保養施設もいいんですが、私は余りにもここで議論をしていますが、こだけ町の中の経済が弱い中で、甘いほやとした世界だなというふうに思っている私首をかしげとるんですが、も

っともっと真剣にその辺を取り組む人と話していただいて、できないならそれは仕方ありません。それは私にはどこまでまとまるかいうことは今わかりませんので強く言えませんが、やっぱり話し合いをしっかりとさせていただいて計画を出していただきたい、予算組みもしていただきたい、そういったことを今お願いをしておりますけれども、町長はその辺の話し合いはまだまだできる余地があるのでしょうか。もうことしその芝を植えて他目的に使われるのをどうしてもされると言われるのでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） この件につきましては、もう大分前からいろいろと検討もしてきておりますし、要望を出された時点でも真剣に商工会あたりも考えておられたんだと思いますけれども、その後、じゃあどういう形になるのかというようなことも全然お聞きもいたしておりません。ただ、言えますのは、これらのことについても一定の、先ほど課長が申しあげましたように、設計審査委員会ですか、その中でもいろいろとご議論いただいているようですし、それらの中で一定の方向性を見出せたというふうに判断したので、今回のこういう具体的に何に利用するということではなしに、ご要望のあって自分たちでも管理していこうという、そういうところにまずはゆだねていこうということで、今回一つの仕上げとしてここまでしていきたいということでございます。

今後どういう形になっていくかは、これはわかりませんが、一定のここで阿蘇シーサイドパークを含むそうした仕上げの年として一たん切りをつけたいというのが町の考え方でございます。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今の町長のご答弁を聞きますと、やはりその話し合いがきちっと持ててないなというのが今1点わかりました。町長はそういった形で、商工会のほうから何も言ってこられないというふうに思っておられますし、商工会のほうは、要望書が出してあるけどそれについてのきちっとした回答も何も返ってこないとお互いに待ち合っこをしているんですね。そしてこういう問題がこう出てきたときにどうだという話になってしまって、決して今の町の、課長はやっぱり担当者ですから、やはりあのまま放置できない、真剣に取り組んでいただいていると私も思っております。

しかし、やはり町の商業や産業のためにどうしていくんだ、あの機能が使えないかということで仮に要望書が出ておれば、もっともっと真剣に何時間もかけて話し合っていたら、どうしても商工会のほうで出店されるような方、そこを利用されるようなことがなければ、それはもう変更してでもこっちに進みますという形がしてほしいんですが、どうも話を聞いていますと、双方の話を聞いているとちぐはぐなんですね。だから、そこら辺が、町民の声を吸い上げて行政の施策をどうするんだということを考えていただかなければならないと思いますし、グラウンドゴルフだって多分要望もあると思いますし、声もあると思います。それはほんならどちらを取るかという形になるんでしょうけれども、やはり今ここで商業・産業がここまで落ち込んだ中で、今後これからの若い人がビジネスチャンスをつかむために何とかそういったことを話し合って真剣にそこへ取り組んでいただけるようなことがある中で、スペースが余ればゴルフ場もいいでしょう。そうすると、総合的に集積ができて、なお物販のほうも活気が上がりますし、そういったことがもう少し話し合いをして、そして答えが出していただけないものかと。町長、その辺どうで

しょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 話し合いをするにしましても、具体的なことが挙がってきませんとそれは話し合いにならないわけですし、先ほど来ずっと出ていますように、やはり町民の方もいろいろとございます。やはり早くからあそこをグラウンドゴルフ場につくってほしいというような要望も、岩滝からも野田川からも出ておりました。

そういうことを踏まえて考えますと、あそこに新たなものを建てて、海のものになるか山のものになるかわからないような形じゃなしに、今すぐにでもやはりそういうことを有効に使っていただける、大勢の方があそこを利用していただけることをまずやるべきではないかと。今後あそこは絶対そのままずっとそうですということではない、またいろんな考え方や方法があったりするかと思いますが、やはりそうしたものが挙がってきたときには、やはりそれらをどうしていくかということを考える必要はあろうかと思いますが、今の時点で、何もない中であのまま遊ばせておくということについては町としてもできませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 町長、私が理解するんではなしに、やはり一方ではそういう要望も出しておられる方がいる中で、その方と十分話していただいて結論を出していただくという方法があればさらにうまくこの町が力が出し合えるのではないかなというふうに思っていて、今聞いていますと、もう決まったんだから、もう何を言われてもこうですよというふうに私は聞こえてしまうんですが、その辺の臨機応変なお考えというのか、まずはその話し合いをしてください。

きょう、まだ三役会でその話をしておられまして、商工会のほうからは何の回答も来とらんのということなんですけれども、きょう今田議員の質問の中で、もうゴルフ場をつくるというふうに言われましたので、担当課長は当然ことしじゅうにあそこを整備してしまわないけないということで真剣に取り組まれた答えだろうというふうに私は理解しておりますけれども、やはり町の中に本当に将来のためにビジネスチャンスをつかもうという施設も私は今を考えると大変難しい問題だし、町長も言われたように、もう少し先に行けば私の町の業者の方も大きなそういう店を出しておられまして頑張っておられますので、その足の引っ張り合いということもないでしょうけれども、ですけれども、そこは一業者ですし、今後もうされるのは、投資をされてやっていただけるなら多くのビジネスチャンスが生まれてくると。

ただ、私の今言い切れないのは、商工会のほうで、その団体の方がどういうふうにそこへ出店される方をまとめていかれるということが、まだ今の時点で私はわかっておりませんので言い切れないんですが、今その話も現在三役会で話しておられて取り組みたいというふうに思っておられるわけですから、その辺の話し合いをしてくださいという、それから答えを出していただきたいというふうにお願いをしておりますが、再度その辺をお聞きいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 話し合いはいつでもどこでも、こんな言い方したら失礼ですけど、できますけれども、一応予算として町の考え方を上げさせていただいております。ですから、このことによって今の段階で話し合いをしたから臨機応変に変えるということではございません。今はこうし

た方向で行きたいという、それを提案させていただいている状況でございますので、今からそれを変えると、そうした考え方はございません。

それと、もう一つ、管理棟の件ですけれども、それは決して大きいものでも何でもありませんけれども、その管理棟等を常設というわけにはいきませんが、いろんなときに活用していただく、あるいはまたテント等を建てていただくようなことがしていただけたらと思います。

ちょっと状況については建設課長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをいたします。現在平成24年度で管理棟を設置しようと思っております。それは倉庫も兼ねた管理棟というふうなことで、倉庫部分は補助事業には乗りませんので単費でその部分を計上させていただいております。その部分についてはそうやって、例えば産品を売れるような部分についてはもう少し設計審査委員会の中でも協議をしようというふうになっております。

ただ、今都市機能用地の部分についてはそういうふうなグラウンドゴルフができたり、また芝を痛めんような格好でだったらできるのかなと思いますけれども、私は別に都市機能用地でなくても今の管理等をつくる横のほうにそういうふうなテントをお張りになって、スペースが足らんのだったらそういうふうな格好にしても、そうやって僕はやられたらいいのかなというふうに思っております。全く全然、そんなら町はその部分について建物は建てられませんけど、そうやってそういうふうな出品をされてテントを建てられる、管理棟の横にそういうふうなスペースを建てられることについては、町は全然そこまでの制約をしようとは思っておりません。そういうことも含めて、皆さんがそうやってあそこをお使いになったらええのかなというふうに私は思っています。管理棟の横にそういうふうな芝を張るスペースも考えていますので、そういったところにはやはりそうやってテントを建てていただいて、そうやってふるさと産品だとか、そうやって農産物だとか売るというふうなことは、私は別に全然ペケだというふうには思っていないんです。

ただ、今の都市機能用地の部分に常設の建物を建てるというふうなことは、今のそういうふうなことから考えると、ちょっとそういうふうなグラウンドゴルフができるような施設がしたい。だから、横の今の道を隔てて反対側の阿蘇シーサイドパークのほうの部分については、そうやってテントを建てられてそういうふうな販売をされることについては、私はそうやって地域の振興を図るという意味でもできないことではないのかなというふうには考えております。

議長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうして用地を利用させてもらってテントを張ってということなんですが、イベントではそれでいいんですが、商売というものはやはりスペースが必要ですし、やはりそれなりの構えをしないとお客さんも来てくれませんし、そこら辺のその視点がちょっと違いますんでこれ以上話してもしゃあないかなと思うんですが、ぜひとも、課長にご苦労ですけれども、もう一度その要望を出された方と一生懸命話していただいて、そしてある程度その管理棟を建てられるのにもう少し町長にお願いして、そうだったらこんな管理棟だけでももっとこうした管理棟を建てて一緒に併設していこうとか、そういうようなことがもし話し合いの中で見詰め直せたら、一度考えていただきたいというふうに思います。

ここで幾ら話して、私が頭に来て怒っても何の解決策にもなりませんので、とりあえずその話

し合いをもう一度していただいてほしいということをお願いして質問を終わらせていただきます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 話し合いはしたいということであればさせていただきますけれども、要望にお見えになりましたとき、もう既に新しいところには新しい建物はもう建てませんということは申し上げております。先ほど言いましたように、管理棟がありますので、それらの工夫によって、そこでいろんなそれこそ産品を売るとか、そういうことについては考えていただけたらそれは結構ですというふうにお返しをしてあります。

ですから、ちょっとどこでどう行き違いになっているのかはわからないんですけれども、そうした話の中で、私としてはそういうふうにご理解いただいているというふうに思っておりましたし、今回のそうした中身につきましても、多くの方のいろんな意見を聞かせていただく中で、ベストではないでしょうけども、より皆さんの要望にこたえられるような施設といいますか、公園になっていくんではないかというふうに思っております。

あそこで物品販売といいますか、そうした道の駅のようなことによってすべての産業振興が成り立つとは、そういうお考えもあるかもわかりませんが、いろんなところでの皆さんの頑張りが生かせるような、そういうところとしてあの場所を使っていきたいというふうに思っております。

議 長（井田義之） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 町長、お言葉を返すようで大変失礼なんですけど、小さな管理棟に物をぼろぼろと置いたぐらいなことで商業活性化にはなりませんし、この町の活性にもなりませんので、その辺だけお伝えして終わらせていただきます。

議 長（井田義之） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思いますけど、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは、あす3月23日午後1時30分から会議しますのでご参集ください。

（延会 午後 4時56分）